



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

光明池土地改良区4年間の争議終結！

2016年8月、突然の降任（降格）となり、納得がいかず管理職ユニオン・関西に加入し、闘いを開始したYさん。団体交渉を重ねている中、自宅に警察が家宅捜索、捜索令状は業務上横領で草刈り機械を処分し、金銭を取得した事。この捜査の結論も出ていない5月30日付けで、業務上横領を理由に懲戒解雇。



下の写真は、2017年7月16日に和泉市内で決行した、光明池土地改良区及びその代表者若林理事長に対する抗議のデモです。多くの労働組合に協力いただきました。この行動に対して、光明池土地改良区は街宣禁止の仮処分命令申立を行いました。いくつかの制限を加えられましたが、工夫をした抗議宣伝行動は続けました。

大阪府労働委員会では、不誠実団交で争い府労委・中労委とも勝利の命令を勝ち取りました。懲戒解雇については、6月21日、地位確認を求めて大阪地裁堺支部提訴。地裁判決で勝利し、控訴されましたが今回の和解となりました。



組合としては、エルライン、但馬屋食品に続く最後の長期争議の光明池土地改良区山形争議が終結してほっとしています

（仲村）

各組合 様

御 礼 状

貴組合におかれましては、時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、私の光明池土地改良区法人との地位確認裁判について、既にご承知の事と存じますが、令和3年4月19日大阪高等裁判所において和解致しました。

この間、貴組合より様々な形においてご指導ご鞭撻さらにはご協力頂きました事、感謝お礼申し上げます。ありがとうございました。

振り返って思い起こしますと約4年間の闘いは例を見ない内容でありました。刑事告発に伴う家宅捜索並びに取り調べ、さらには地元国会議員までが本件で警察に聞き取りを行うなど初期は厳しい状況の中のスタートでしたが、不起訴を得て潮目が変わった事を思い出します。

その様な中、各組合関係者には暑い中での法人代表宅周辺での街宣活動に多数の参加、また雨降る中での訴えと皆様に流して頂いた汗一つ一つが今の結果に至った事は揺るぎもないことと思っております。

さらに私の事を応援して頂きました地元の方々に幾度と助けられ情報提供、陳述書作成、証人尋問への協力で完全に風向きはフォローになりました。今まで自分が公私にわたって丁寧に接してきたことなどが、因果応報として結果で現れたと自負させて頂いております。

人生100年時代の中「40・50は鼻たれ小僧」と私57歳であります。労働者がいるかぎり私と同じような方が必ず存在することは在りえます。月並みな言葉ではありますが、この貴重な経験を微力ながら役立てる様に各組合の枠を越えてお手伝いさせていただきます。

なお、本来なら一席を設け御協力頂きました各組合関係者御一人御一人にご挨拶、御礼を申し上げる事が望ましいのですが、昨今のコロナ禍でありますので、本礼状をもって御礼のご挨拶と返させていただきます。

敬具

管理職ユニオン・関西

組合員 Y・Y

(書記長 仲村実、執行委員 大橋直人)

Yさんからは、解決記念に血圧計、手ぬぐいをいただきました。ビール数ケースと水ナスのヌカ漬けは、すでにごちそうになりました。中高年齢の多い管理職ユニオン組合員では、健康管理のチェック用として血圧計は役立つでしょう。



ダイカン今井ロジ(株)へ団交拒否に続き、 不誠実団交で不当労働行為申立て！

降格・減給、そして親会社ダイカン枚方工場への出向の業務命令を受けたA・Kさんは、昨年（2000年）1月から枚方工場で就労しつつ闘っています。現在、降格・減給、出向そのものを不当とし、元の課長職と給与減額分を回復させる地位確認などを求める裁判を大阪地裁で行っています。



また出向先での職場環境・労働強化に対しては、団体交渉を要求しましたが、会社が拒否したため、今年の1月に不当労働行為申立てをしました。団交は開いたものの、別途要求した出向先での未払い賃金については、具体的な未払い賃金額の回答ではなく、「5分前の出勤指示」については「8時30分の朝礼に間に合うように」、「始業前に準備作業の指示」については「準備内容は伝えたが、朝から時間外で準備するよう指示していない」、「始業前の準備作業は時間外作業であることの確認」については、「組合の要求することは『要求するな』とは言えない」という不誠実な回答をしてきました。

こうした会社対応に対抗し、5月27日に不誠実団交を不当労働行為として申し立てをしました。団交拒否事件と併合して闘いをする予定です。

不当労働行為救済申立書

2 請求する救済の内容

- (1) ダイカン今井ロジ株式会社は、管理職ユニオン・関西が申し入れた2021年3月10日の団体交渉申入書の協議事項、未払い残業代についての団体交渉を誠実に行なわなければならない。
- (2) ダイカン今井ロジ株式会社は、団体交渉拒否・不誠実団体交渉を反省し謝罪しなければならない。（※謝罪文書は略）

3 不当労働行為を構成する具体的事実

(2) 本件不当労働行為に至る経過

- 1、組合員K氏（以下、「K」という）は、2011年8月23日にダイカンロジスティクス株式会社に入社し、配車業務を担当してきた。2017年に株式会社ダイカンロジスティクスに今井運送株式会社が資本参入し、名称変更した会社になった。同年、Kは課長に昇格した。
 - 2、Kは、2020年1月より、会社の一方的な業務命令により親会社ダイカンの枚方工場へ出向になり、契約と異なるとともに初めての技能職の勤務となった。この降格・減給及び出向については、納得できないので、現在、大阪地方裁判所で地位確認と減給分の支払い、慰謝料の請求を求めた裁判を係争中である。
- 3～6 （※略）
- 7、出向契約書とタイムカードのデータから、2021年2月24日、会社に対し未払い賃金の要求をしました。要求に対し会社は、3月2日の回答書で始業前及び終業後の未払時間について詳細がないこと、そして突然、「ダイカンにおいて残業は事前申請制となっている」との記載をしてきました。同月10日、組合は「未払い残業代について」を協議事項として団体交渉を申し入れ、同月31日に団体交渉を持ちました。この中で組合は、会社提出のタイムカードのデータを根拠にした未払い残業時間数、出向契約書

「第5条（その他） ・その他の諸条件については、乙（ダイカン今井ロジ）の基準に従うこととする。」に基づく、未払い賃金を1分単位で支払うよう要求の根拠を説明しました。具体的には、工場長から8時30分の始業前に朝礼があるので5分前集合、始業前に準備作業をする指示、清水部長に始業前の準備作業は時間外作業であることの確認、2021年の1月14日に清水部長から朝の準備作業は全部やるので事務に言ってくださいとの指示があったことなどを主張し、未払い残業分の支払いを求めた。会社は、組合主張の「未払い分の詳細、根拠について」書面で回答するとしました。

8、同年4月19日、会社からの回答書は、具体的な未払い賃金額の回答ではなく、「5分前」については「8時30分の朝礼に間に合うように」、「始業前に準備作業の指示」については「準備内容は伝えたが、朝から時間外で準備するよう指示していない」、「始業前の準備作業は時間外作業であることの確認」については「組合の要求することは「要求するな」とは言えない」という不誠実な回答内容でした。

（3）本件不当労働行為にかかる具体的事実

2021年3月31日に行った団体交渉で組合は、K組合員の会社提出タイムカードのデータに基づいた未払い残業時間とその合計、出向契約書「第5条（その他） ・その他の諸条件については、乙（ダイカン今井ロジ）の基準に従うこととする。」に基づく、未払い賃金を1分単位で会社に支払うよう要求の根拠を説明しました。また具体的には、工場長から8時30分の始業前に朝礼があるので5分前集合、始業前に準備作業をする指示、清水部長に始業前の準備作業は時間外作業であることの確認、2021年の1月14日に清水部長から今後の「朝の準備作業は全部やるので事務に言ってください」との指示があったことなどを主張しました。

清水部長の1月14日発言は、その日以前は、残業を行っていたことは認めたこととなります。にもかかわらず組合主張の「未払い分の詳細、根拠について」、同年4月19日の会社回答書は、具体的な未払い賃金額の回答ではなく、「5分前」については「8時30分の朝礼に間に合うように」、「始業前に準備作業の指示」については「準備内容は伝えたが、朝から時間外で準備するよう指示していない」、「始業前の準備作業は時間外作業であることの確認」については、「組合の要求することは『要求するな』とは言えない」という不誠実な回答をしてきた。

以上

映画を見よう「スポットライト 世紀のスcoop」

2015年製作／128分／アメリカ映画

日時 7月2日（金）19時 場所 ユニオン事務所

解説 新聞記者たちがカトリック教会のスキャンダルを暴いた実話を、「扉をたたく人」のトム・マッカーシー監督が映画化し、第88回アカデミー賞で作品賞と脚本賞を受賞した実録ドラマ。2002年、アメリカの新聞「ボストン・グローブ」が、「SPOTLIGHT」と名の付いた新聞一面に、神父による性的虐待と、カトリック教会がその事実を看過していたというスキャンダルを白日の下に晒す記事を掲載した。社会で大きな権力を握る人物たちを失脚へと追い込むことになる、記者生命をかけた戦いに挑む人々の姿を、緊迫感たっぷりに描き出した。第87回アカデミー賞受賞作「バードマン あるいは（無知がもたらす予期せぬ奇跡）」で復活を遂げたマイケル・キートンほか、マーク・ラファロ、レイチェル・マクアダムスら豪華キャストが共演。

医療法人養心会国分病院 現況報告

不当労働行為申立後の団体交渉における法人の誠意のない対応

M・N

2020年9月25日、組合は法人に対して、組合員の職場において周知された1「テレワーク導入計画」、2「ハラスメント防止対応」及び関連する事項について団体交渉を申し入れました。



しかし、法人はコロナ禍を理由にオンラインでの団体交渉開催を求めてきました。組合から、対面での団体交渉開催に向けて、「マスクの着用」「参加人数を減らす」「大きな会議室での開催」等を提案していましたが、法人はオンラインでの開催に固執し全く歩み寄る姿勢を示さなかった

事から、2020年12月4日に団交拒否で不当労働行為救済申立を大阪府労働委員会に行いました。労働委員会での第二回調査で釈明に窮した法人は、団体交渉の開催を約束しました。

しかしながら、団体交渉での法人は、次のような不誠実極まりない対応に終始しました。テレワーク導入について組合は、計画を実行する前に、就業規則等の労働条件の変更について、従業員代表と同じタイミングで事前に通知し、組合からの意見を聞き検討するよう申し入れていました。法人は「事前に通知する事は約束出来ない」「組合を特別扱いしない」等の主張を繰り返しました。

2021年4月13日の午前中に、突然、書面等により従業員に周知し、その内容についても「同日15時までに意見のあるものは申し出る事」「公休等により休みの者の意見は聞かない」等の一方的な方法により、翌日の4月14日に従業員代表（看護師）の意見も書かせて、就業規則の変更届を羽曳野労働基準監督署に提出するという離れ業まで行いました。この4月13日は、私が有給休暇を取っていた日であり、また今回も従業員代表から従業員に対しての意見聴取もされていない。そもそも法人は従業員代表と組合員の接触を禁じており、意見や質問については回答するかしないかは分からないが書面での提出をするようにと、非常識で勝手なルールを作っている状態です。

ハラスメント防止対応については、ハラスメントの窓口となる法人管理者の一人は、組合員に対して差別的な発言（・村八分になってもいいのか・敵とみなす等）や長時間にわたり叱責や侮辱を行い、組合員を精神的に攻撃し「うつ病」を発症させ休職から退職まで追い詰めた張本人であり、組合はハラスメントの窓口としては不適任であると申し出ました。法人は「変更する考えはない」と検討すら行わず、退職に追い込んだ組合員への発言の内容について、「そのような意味では言っていないと本人（法人管理者）が言っていた」と恥ずかしげもなく回答するなど、不誠実な対応しか行っていません。そもそも、どのような意味での発言だったのか回答を聞きたいものです。

6月1日午後6時30分から「組合員の職場において計画されている『テレワーク導入』の、実施時期、対象者、対象者の労働条件等について」団体交渉を行います。

今後、組合員を職場から切り離し、孤立させる等の法人からの嫌がらせに屈する事なく、引き続き団体交渉の開催をして、上記の問題点をはじめ組合員の働きやすい職場作りを目指したいと考えます。今度とも組合員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

国際人材協力機構 契約社員の雇止めは許さない！

「団交不誠実」救済申し立て

雇い止め巡り 公益法人契約職員

公益財団法人「国際人材協力機構」から「無期転換ルール」の適用前に雇い止めを通告された女性契約職員（40歳代）について、無期雇用が認められるよう支援する労働組合は13日、機構側が団体交渉に誠実に応じないのは不当労働行為にあたるとして、府労働委員会に救済を申し立てた。

同ルールは、通算5年を超えて働くと無期雇用に変換できる労働契約法上の規定。申立書によると、女性は2017年7月、同機構の大阪駐在事務所（大阪市）に有期雇用で採用され、2か月～1年ごとに計4回契約を更新。契約書には毎回「更新する場合もある」と

記載されていたが、今年3月、通算5年を迎える前の来年3月末で契約を打ち切ると通知された。

女性は個人で加入できる労働組合（大阪市）に相談。組合側によると、団体交渉中なのに、来年3月末までの契約書に署名せざるを得ない状況に追い込まれたとして、救済を申し立てた。

一方、機構側は取材に対し、「団体交渉中で、答えられない」とした。同機構は外国人技能実習制度の運用を支援するなどしている。

女性はシングルマザーとして子ども3人を育てており、「コロナ禍もあり、育児と両立できる職場を見つめるのは難しい。過去の更新時に機構から無期転換は可能と説明を受けており、納得できない」と話した。

読売新聞 5月14日 朝刊

組合員Aさんは2017年7月に国際人材協力機構に契約社員として採用され、以降契約を反復更新してきた。Aさんは採用時や契約更新時に、このまま継続して働いていけば無期雇用になると説明され、それを信じて働いてきた。

ところが、Aさんは今年3月、「契約期間：2021年4月1日～2022年3月31日」、「契約更新なし」と記載された契約書を渡され、署名捺印するように求められたのである。この契約書に同意してしまえば来年3月31日で契約終了となる。その時になって契約更新を求めても、「あなた自身2022年3月31日で終了することに納得して契約を結んだのでしょ」とはねつけられるだけである。かといって、契約書に署名捺印して提出しなければ、今年3月31日で契約終了とされてしまう。今年3月で雇止めか、それとも来年3月で雇止めか、二者択一を迫られた結果、Aさんはやむなく「契約期間：2021年4月1日～2022年3月31日」、「契約更新なし」と記載された契約書に署名捺印して提出せざるを得なかった。

Aさんの場合、2022年3月31日で勤続4年9か月となる。次の契約が更新されれば、勤続5年を超えることになるので、労働契約法第18条で定める「無期転換申込権」が発生する。国際人材協力機構は、団体交渉の際に、契約社員就業規則で「2013年4月1日以降に開始する契約職員の雇用契約は、原則として通算5年を超える更新をしない」と定めており、Aさんの契約についてもこれに基づいて「契約更新なし」とすると説明した。要は、無期転換権が発生する前に、契約社員は全員雇止めにする」と明言したのである。労働契約法第18条を踏みにじる脱法行為に他ならない。

国際人材協力機構は、外国人技能実習生、特定技能外国人等の外国人材の受入れ等にかかる総合支援機関とされている。一応民間の団体ではあるが、事実上法務省の外郭団体であり、歴代理事長には元検事総長や高等検察庁検事長が名前を連ねている。今の理事長は八木宏幸元東京高等検察庁検事長である。こうした団体が平然と脱法行為をやるのであれば、民間企業も右に倣えとなるだろう。絶対に許すことはできない。

（連帯ユニオン関西ゼネラル支部 大橋直人）

第19回兵庫県組合員交流会報告

B

5月29日(土)14時より前回と同様、JR三ノ宮駅近くの勤労会館にて行われました。兵庫県は緊急事態宣言が再発令中ではありましたが、そのような時こそ組合員の連帯が大切だと思い今回の開催に至りました。密を避けるために部屋を広く取り組合員同士の間隔を開けるようにも配慮しました。8年目を迎えた交流会は仲村書記長を含め8名の組合員が集まりスタートしました。

学習会のテーマは日本の隣国である韓国についてです。韓国のあらましやその歴史、公用語である韓国語等を日本と韓国の労働組合の交流行事に積極的に参加されており韓国の事情をよく理解されているD組合員より解説していただきました。韓国語講座では文字が母音と子音の組み合わせで構成されていてローマ字に似た作りである事を学び同じ発音でも書き方が違う事を知りました。反切表(ハングル表)と言う一覧表を元にしますが、その中で一つ気が付いたのは濁点が使われておらず、代わりに半濁点が使われている事です。日本語で濁点を多用する機会が多いので、とても意外な事でした。演習では各人の名前(苗字)を表記してみました。普段なじみのない言語であるために数文字を書くだけでも悪戦苦闘しました。特に濁点のある人は迷いますが、その場合は半濁点をそのまま使えば良いと知りどうにか書く事ができました。演習後、質疑応答を経て最後に全員で労組を弾圧する「全北道庁」と言う団体に反対するプラカードを掲げ写真撮影をしました。管理職ユニオン・関西がその闘争に連帯している事意思表示になります。韓国について分かりやすく解説を頂いたDさん、ありがとうございました。

その後は組合員の近況を話し合い、それぞれの職場での奮闘を確認しました。団交を控えている人、職場の異常な状態に困惑しながらも職場環境の改善を考えている人等、様々です。職場での理不尽な扱いに対抗する話が盛り上がったところで終了となりました。

終了後に行われる近くの居酒屋で乾杯は緊急事態宣言の影響で休業中のため今回は見送りとなりましたが、その分会場でリラックスしていただけた事と思います。



今回ご参加の仲村書記長を始め組合員の皆様、本当にありがとうございました。次回の開催時には緊急事態宣言も解除されている事と思います。神戸まで足を運んで頂いた組合員の皆様にくつろいで頂けるような環境を用意しておりますので、多くのご参加をお待ちしております。どうぞよろしくお願い致します。

ご報告とこれから

～ウイシュマさんを偲ぶ会に寄せて～

2021年5月29日 入管事件を闘う大阪弁護士有志の会

共同代表 弁護士 上林恵理子 弁護士 中井雅人

弁護士 弘川欣絵 弁護士 吉田恵美子

本年5月18日、入管法改悪案が今国会で廃案となることが決まりました。当初から、外国人、その中でも非正規滞在者の待遇という、社会から無視され続けてきた分野の改悪を阻止するのは困難を極めることが予想されていました。しかし、私達は今国会ではそれを成し遂げました。この結果は、全国の市民が立ち上がらなければ、問題視しなければ、あり得ませんでした。改悪を止めたことはまさしく私たち市民の歴史的勝利です。

しかし、今回は改悪がいったん止まっただけであり、悪法である入管法が生き続け、悪法下で苦しんでいる人々が現に存在し続けています。実際、本法案提出後に、スリランカ国籍女性が名古屋出入国管理局収容施設内で死亡する事件が発生しましたが、入管当局は、遺族にも国会でも、その原因等を明らかにしていません。非正規滞在者や難民の保護法の整備、正規滞在法制の正常化(いかに適切に外国人労働者等を受け入れるか)といった、真の「改正」が急務です。

本法案の廃案は全国の市民の声でやっと勝ち得たものですから、真の「改正」のためには、もっともっと多くの市民の声が必要です。

大阪では、本年5月5日の入管法改悪反対アクション@大阪 vol.1において、約150名の、同年5月16日の入管法改悪反対アクション@大阪 vol.2～ウイシュマさんに想いを寄せて～においては、約300人の市民が参加しました。わずかな告知期間でしたし、雨模様の中の集会とデモでしたが、多くの市民が最後まで静かに強く入管法改悪反対の意思を示しました。この集会・デモの参加者は、当事者、外国人支援関係者はもちろん、労働組合、医療・福祉関係者、女性、LGBTsに関わる問題に取り組む団体、ふだん入管問題に接していない弁護士、その他市民のみなさん、と実に多様でした。大阪でこれだけ多様な市民が集結したのは、外国人の人権の問題だけではなく、労働者、ジェンダー、セクシュアリティ、貧困など多様な問題が横断的につながっていることを、関西における様々な運動の歴史からすでに私たち市民は知っていて、連帯していくことの重要性を個々人が感じているからではないでしょうか。私たちは、今回の廃案達成を胸に、真の「改正」に向けて、これからも発信し続け、みなさんと共に地道な活動を続けていきます。

以上

※この原稿は、中井雅人弁護士に依頼しました。

管理職ユニオン・関西、関西ゼネラル支部からも集会・デモに参加しました。



テレワークを開始して1年が経ちました

H・T

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を防止するため、2020年4月2日からテレワークを開始しました。ここに一年におよぶテレワーク奮闘記を記します。

テレワーク開始直後の2020年4月7日緊急事態宣言が発出され、一気にテレワーク人口が増えました。自宅から会社のネットワークに接続するには、バーチャル・プライベート・



ネットワーク（以下VPN）という仕組みが必要です。

それまで、テレワーク人口はそれほど多くなかったので、VPN設備は全社員の70%以上が接続することを想定していませんでした。そのため、会社のネットワークに繋がらなかったり、繋がったとしても大変遅く仕事ができない状態でした。

情報システム部門は、VPN設備の増強を急いだのですが、同様の会社の依頼が殺到したのと、全世界の物流が停滞していたため、なかなか実現されませんでした。

その間、私は朝6時から仕事を始め、必要な情報を自分のパソコンにダウンロード、日中はネットワークに接続せず仕事をこなし、20時頃ネットワークに接続して、会社のファイルサーバにアップロードする生活が2カ月以上続きました。

ようやく通常時間帯に仕事ができるようになったと思ったら、次の課題が浮上です。1日中パソコン画面にとらめっこしているために、運動不足による体重増加、肩こり・腰痛の発生です。会社は肩こり・腰痛予防のセミナーをリモートで開いたり、ガイドブックを作成したり色々工夫を凝らしてくれましたが、一番の決め手は、仕事用の椅子を少し高いものを買うことでした。やはり、健康は姿勢からですね。

次の出費は、光熱費の増加です。私以外に妻はテレワーク、子どもはリモート授業、それぞれ別の部屋で行わなければならない、エアコンの使用台数増加で電気代が跳ね上がりました。

私以外では、テレワークで他人と話す機会が減り、こころの健康を損なう人が多数発生したようです。

ソーシャルワーカーの方には申し訳ありませんが、テレワークで他人と接する機会が減ったおかげで、家庭内にウィルスを持ち込むことなく、90歳を超える両親も感染していません。

ウィルスはどんどん変異し、従来の感染対策だけでは防ぎきれなくなってきました。マスクに少し隙間が空いているだけで感染してしまう症例も報告されています。他人と話すときだけ、気をつけるのではなく、家族以外の方と一緒にいるときは十分に注意してください。常に自分は、無症状感染者だと思って振舞うことをみなさんをお願いいたします。

5/22 関生「加茂生コン事件」、WEBによる学習会

吉田美喜夫（立命館大学教授）の講義を聞いて

K・S

吉田教授の労働組合と団体行動権と言う講義で、今の組合組織率は17%、日本におけるストライキの消滅（年間労働争議労働損失日数2018年：1,000日、アメリカは日本の3,000倍）という事でした。

労働力の対価である賃金その他の労働条件の改善が労働組合の目的である。労働組合を結成して組合を通じて交渉する上で有効な組合の形態は、産業別組合がベスト、職業別はベター、企業別はグッド。日本では企業組合が支配的であるとの事でした。

後は団体行動権について、「関西生コン支部」の活動について話をしておられました。個人加盟の生コンミキサー車の運転手の組合である。正社員よりも日々雇用の方の方が多い。生コン事業の特性で90分以内に生コンを工事現場に届けなくてはならない。事業者はセメントメーカーとゼネコンの間であって交渉力がない。

中小企業協同組合の組織化を支援して運賃の引き上げ、賃金の引上げ交渉。コンプラ活動、労働者供給事業、平和護憲活動を行っていること。

それから、「関西生コン事件」と「加茂生コン事件」について話をしておられました。「加茂生コン事件」は日々の雇用の生コンミキサー車の運転手が「関西生コン支部」に加入。正社員



の登用化や一時金を求めて団体交渉を申し入れするが会社側はそれを拒否。会社側はそれを、会社への一連の訪問活動や就労証明書の要求が恐喝未遂に当たるとした。会社側にただ就業証明書を要求しただけで強要未遂にあたるとして起訴された事案であると。このような事がまかり通ると、全ての組合が団体交渉で会社側に何の要求もできなくなってしまう。労働基本権の団体交渉権は、確立されたはずで。団体交渉権とはどのような権利なのか、団交への応諾を求めるだけでなく要求事項を伝えただけで強要罪になるのか。本来労働紛争は労使自治にゆだねるべきであると。

「関西生コン事件」が提起するものとして、検察と判決における産業別の無理解「労働運動」の「承認」が労働基本権の内容であり、関生支部のコンプラ活動は当然である。以上の様な内容で話をしておられました。

今このように労働組合の正当な活動が、出来なくなってきました。今こそ全ての組合員が大きな声をあげて労働運動を盛り上げていきましょう。

関生支援

5月27日 和歌山地裁傍聴報告

5月27日の公判は、本日の証人として和歌山県広域生コンクリート協同組合（以下、広域協）の丸山克也代表理事が暴力団員を使って連帯事務所に監視や徘徊をさせた事への抗議が強要未遂、威力業務妨害とされた第4回公判が開始された。当日は、広域協のドン丸山克也氏が出廷するとあって、県内の広域協関係者が大動員された。

3分の2以上の席を確保した広域協は4席ほどの空席を作ると言う傍聴妨害行為があった。この様な状況の中、定刻通り公判が始まった。

午前中は、検察側のありきたりの尋問であり、丸山証人も台本通りの筋書きかの如くスラスラ答えていた。3年前の出来事を時間や発言も一字一句正確に答えるさまは、ある意味見事なまでのコントであった。

午後からの弁護士の方針は、警察での調書を中心に尋問が始まった。ところが、丸山証人は午前中の記憶の素晴らしさとは一変して覚えていないとか、言っていないとか曖昧な答えであり時より感情的な反論（幾度も裁判官に注意される）もあった。さらには反対尋問開始から検察側の調書を読む尋問への執拗な異議で中断が続く「その理由は終了後の弁護士からの説明でわかったのであるが、午前中の検察尋問や丸山証人の回答は警察調書とは相反するものであった。さらに、この調書は証拠として提出されていないのであった。」

また、尋問の中で声を荒げ興奮して自らが勝手に発言していたのは、この事件から4ヶ月の間、集めた証拠類を元に地元警察に訴えるものの取り合ってくれなかったり、自分が加害者の如く取り扱われた事にかなりの不満を露にしていた。この事から地元警察から丸山証人は要注意人物であったと読み取れる。

最後に裁判官からの質問で、当初、取り合わなかった案件を突如、事件になった経緯を聞かれて敵意むき出しにしていた地元警察なのに連帯労組が他府県で逮捕された事による事からの和歌山県警のプライドが動いたのだと自論を勝手にしゃべっていた。この筋書きの無い勝手な発言には検察も動揺を隠せない様で、最後に異例の確認をして誤魔化そうとしていた事は、正に警察、検察が作り上げた事件であると言えよう。

（※この原稿は、全港湾関西地方大阪支部の小林さんの報告を転載）

関生裁判予定

6月17日（月）10時 和歌山広域協組事件 和歌山地裁

6月21日（月）10時 滋賀県警弾圧事件 大津地裁

28日（月）10時 //

7月12日（月）11時 加茂生コン控訴審 大阪高裁

13日（火）10時 大阪・滋賀併合武委員長の判決 大阪地裁201号法廷

この日の行動 8時30分 座り込み突入集会（裁判所入口前でビラまき）

9時15分：大法廷傍聴抽選、10時：判決言い渡し、8時30分～公判終了まで公園にて座り込み、公判終了後、公園にて公判報告集会



5月28日、管理職ユニオン・関西にて「新型コロナウイルスを探して」というテーマで学習会をさせていただきました。大阪でメーデーに参加した時に、ある方が「俺はワクチン打つよ」と明言するのを聞いて、なんとか、少人数でもよいので調べたことを聞いてもらえたら、と思っただのがきっかけです。そこでお話させていただいたことを、簡単にまとめてご報告します。

私が考える新型コロナウイルス騒動の原因は主に四つあり、以下、そのことによる結果も含めてあげてみます。

【理由その1】:「新型コロナウイルス」がいまだに特定（専門用語で「単離」というそうです）されていないこと。

→そのため、無症状者から本当にうつるのか、など、実際の検証ができていません。

【理由その2】:「診断には使えない」と取扱説明書に明記されているにもかかわらず、PCR検査を診断に使っていること。

→つまり、PCR検査の結果陽性であったとしても、感染していることの証拠になりません。にもかかわらず、行政は「陽性者」を「感染者」とみなして対応しているため、PCR検査をすればするほど「感染者」を増やすことができます（例：2020年7月16日ロイター記事「東京都内の新規コロナ感染、280人台に乗せると聞いている＝小池都知事」）。

【理由その3】:昨年1月30日という早い時期に、閣議決定で「指定感染症」にしたこと。

→そのせいで、軽症・無症状でも隔離しなくてはいけなくなりました（医療崩壊の原因）。

【理由その4】:厚労省が昨年6月18日に、「PCR検査で陽性が出たら、すべて「新型コロナ」での死亡として報告するよう通達をだしたこと。

→これにより、重篤な患者の死因が既往症なのかそれともコロナ死か、正確な死亡統計をとれなくなりました。

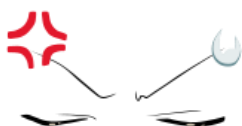
この四点について、ほとんど報道されることなく、ただただ朝から晩まで恐怖を煽る情報が流布された結果、今、どのような政策がとられるようになったのでしょうか。紙面もないので2点だけ書きます。

【政策その1】今年2月3日施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、2年という期限付きの「指定感染症」から、「新型インフルエンザ等感染症」に分類が変更され、感染症としてはもっとも厳しい政策を無期限に取れるようになりました。

これにより、個人の監視・拘束・実名公表など感染（＝PCR陽性。PCR検査拒否も罰金が科されます）を理由に人権を侵害する法的ベースが作られました。

【政策その2：ワクチンの全員接種の推奨】

接種後、失明や不随意運動など、日常生活を送ることができないほどの副反応や、死亡が多数報告されている有効期間も定かではない「治験中」のワクチン。それが、高齢者・医療者をはじめ最終的には12歳以上の子どもにまで全員にうつことが当たり前のように全国で進められているのは皆さんご存じの通り。感染症には、十分な睡眠や栄養により免疫機能を高めることが何よりの対策なのに、まるでワクチン以外の選択肢がないかのようです。



以上、駆け足ですが、今回ご報告した内容は、理由その1をのぞけば厚労省のHPやワクチンメーカーの添付文書をご覧いただければ、ご自分で検証できますので、ぜひ、ご自分でも調べてみてください（理由その1は厚労省に直接お問い合わせください）。

また、私が勘違いしていることや間違っていることがあったらご指摘いただけたら幸いです。